

令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及び
インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業)に関する
Q & A (第１版)

令和２年９月２９日 第１版

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

- １ 「地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター１か所あたり３医療機関まで」とあるが、県内における受診・相談センター数の３倍の医療機関数の指定を上限として、相談数の多い県内の一部の受診・相談センターにおいて３か所以上の医療機関に電話相談業務を依頼するとして指定することは可能でしょうか。

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

- | |
|---|
| 1 「地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター1か所あたり3医療機関まで」とあるが、県内における受診・相談センター数の3倍の医療機関数の指定を上限として、相談数の多い県内一部の受診・相談センターにおいて3か所以上の医療機関に電話相談業務を依頼するとして指定することは可能でしょうか。 |
|---|

(答)

- 都道府県内の受診・相談センター数の3倍を当該都道府県の指定の上限として、一部の受診・相談センターには3か所以上の医療機関を地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関として指定することも可能です。